

美作市愛の村パークの管理に関する年度協定書

美作市（以下「甲」という。）と [REDACTED]（以下「乙」という。）とは、美作市愛の村パーク（以下「管理施設」という。）の管理に関して令和2年3月30日付け締結した美作市愛の村パークの管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、管理施設の管理に係る年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、管理施設の管理業務（以下「管理業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものである。

（令和2年度の業務内容）

第2条 甲及び乙は、令和2年度の業務内容は、別紙「美作市愛の村パーク指定管理者業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）に定めるとおりであることを確認する。

2 乙は、施設内の植栽管理業務について、業務仕様書及び植栽管理計画書に基づき、実施するものとする。

（令和2年度の指定管理料）

第3条 甲は、管理業務の実施の対価（以下「指定管理料」という。）として、乙に対して金 30,829,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払うものとする。

2 消費税及び地方消費税額は、本契約締結時に適用されている税率に基づき算出されたものであり、年度内において税率の改定その他の事由により消費税額の算出方法に変更が生じた場合等、指定管理料の変更については、甲及び乙が協議して、新税率を適用するものとする。

（支払方法）

第4条 乙は、前条に規定する指定管理料を次のとおり9月及び3月の2回に分割して甲に対して請求するものとし、甲は、乙の請求書を受理した日から30日以内に乙に対して、指定管理料を支払わなければならない。

	9月	3月	合計
指定管理料	15,415,000円	15,414,000円	30,829,000円

2 前項の指定管理料の支払にかかる手数料等は、甲が負担するものとする。

(協議)

第5条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和2年4月20日

甲 所在地 岡山県美作市栄町38番地2
名称 美作市
代表者 美作市長 萩原 誠司 印

乙 所在地
名称
代表者